

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所

1. 工事名	
工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事
工事地名	栃木県日光市足尾町及び群馬県みどり市東町花輪外
2. 工事内容	
1) 発注年月 2) 事務所名 3) 工事番号 4) 契約区分 5) 変更回数 6) 主工種 7) 工事量 8) 工期 9) 施工県 10) 地区 11) 河川・路線	令和 8年 4月 渡良瀬川河川事務所 工務課 0000 単年度（繰越を含む）の分任官 0回 砂防・地すべり等工事 250日間 自 令和 8年 6月22日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日 栃木県 日光地区
12) 設計年月 13) 機械損料一括補正 14) 単価適用年月 15) 歩掛適用年月 16) 前請負工事費 17) 前請負代金額 18) 調整区分 19) 共通仮設費対象額 20) 現場管理費対象額 21) 一般管理費等対象額 22) 処分費等 23) 公告日 24) 入札締切日	令和 8年 6月 0 労務費一括割増 2026年 6月 2026年 6月 0 0 0 0 827,740 令和 8年 4月20日 年 月 日
3. 予算科目	
1) 予算科目：	3) 目の細分：
2) 目：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事	(当 初)					事業区分 工事区分	砂防・地すべり対策 流路	
		規格	単位	数量	単価	金額		数量増減	金額増減
流路 (出川地区)				1		16,498,936			
粒径処理工			式	1		5,594,936			
粒径処理工			式	1		5,594,936			
粒径処理			式	1		5,594,936			内-1号
根固め工			式	1		10,904,000			
根固め工			式	1		10,904,000			
袋詰玉石	2t用(長期性能型) 流 用又は採取材		袋	250	17,270	4,317,500			単-1号
袋詰玉石運搬			式	1		6,586,500			内-2号
直接工事費			式	1		16,498,936			
共通仮設費			式	1		2,155,000			
共通仮設費			式	1		186,000			
現場環境改善費 (率計上)			式	1		186,000			

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事	(当 初)					事業区分		砂防・地すべり対策				
		工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	流路	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費 (率計上)													
純工事費					式	1			1,969,000				
現場管理費					式	1			18,653,936				
工事原価					式	1			7,038,000				
一般管理費等					式	1			71,337,223				
工事価格					式	1			12,372,777				
消費税相当額					式	1			83,710,000				
工事費計					式	1			8,371,000				
					式	1			92,081,000				

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (仁田元川地区)					(当 初)			事業区分		砂防・地すべり対策	
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	砂防堰堤	数量増減	金額増減	摘要
砂防堰堤 (仁田元川地区)				式	1		9,729,365					
法面工				式	1		8,999,100					
法面吹付工				式	1		8,999,100					
モルタル吹付			厚10cm									単-1号
構造物撤去工				m2	900	9,999	8,999,100					
構造物取壊し工				式	1		730,265					
吹付法面取壊し			集積積込有 人力施工	式	1		569,399					単-2号
運搬処理工				m2	179	3,181	569,399					
殻運搬			モルタル殻	式	1		160,866					単-3号
殻処分			モルタル殻	m3	18	7,257	130,626					単-4号
直接工事費				m3	18	1,680	30,240					
共通仮設費				式	1		9,729,365					
				式	1		1,834,000					

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (仁田元川地区)				(当 初)			事業区分		砂防・地すべり対策		摘要
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	砂防堰堤	数量増減	金額増減	
共通仮設費	現場環境改善費 (率計上)			式	1			122, 000				
	共通仮設費 (率計上)				1			122, 000				
純工事費	現場管理費			式	1			1, 712, 000				
	工事原価			式	1			4, 819, 000				
								16, 382, 365				

設計内訳書

工事名		R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (久蔵川地区)					(当 初)			事業区分		砂防・地すべり対策	
工事区分・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	斜面対策		
斜面対策 (久蔵川地区)				式	1		2,503,488						
除草工				式	1		2,503,488						
除草工				式	1		2,503,488						
除草 (久蔵口)				式	1		2,503,488				内-1号		
除草 (久蔵)				式	1		1,199,588				内-2号		
除草 (戸四郎街道沢)				式	1		521,560				内-3号		
直接工事費				式	1		782,340						
共通仮設費				式	1		2,503,488						
共通仮設費				式	1		421,000						
現場環境改善費 (率計上)				式	1		41,000						
共通仮設費 (率計上)				式	1		41,000						
純工事費				式	1		380,000						
				式	1		2,924,488						

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（久蔵川地区）	（当 初）				事業区分	砂防・地すべり対策				
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	斜面対策	金額増減	摘要
現場管理費					1		1,353,000				
工事原価				式	1		4,277,488				

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（神子内川地区）	（当 初）					事業区分		砂防・地すべり対策	
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	流路	摘要
流路 （神子内川地区）										
除草工				式	1		89,012			
除草工				式	1		89,012			
除草				式	1		89,012			単-1号
直接工事費				m2	2,200	40.46	89,012			
共通仮設費				式	1		89,012			
共通仮設費				式	1		15,000			
現場環境改善費（率計上）				式	1		2,000			
共通仮設費（率計上）				式	1		2,000			
純工事費				式	1		13,000			
現場管理費				式	1		104,012			
工事原価				式	1		48,000			
				式	1		152,012			

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（小中川地区）	（当 初）					事業区分		砂防・地すべり対策		摘要
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	流路	数量増減	
流路 （小中川地区）											
除草工				式	1		487,395				
除草工				式	1		487,395				
除草				式	1		487,395				内-1号
刈草処分				式	1		168,795				単-1号
防草シート				t	1	21,000	21,000				単-2号
直接工事費				m2	150	1,984	297,600				
共通仮設費				式	1		487,395				
共通仮設費				式	1		83,000				
現場環境改善費（率計上）				式	1		10,000				
共通仮設費（率計上）				式	1		10,000				
純工事費				式	1		73,000				
				式	1		570,395				

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（小中川地区）	（当 初）					事業区分		砂防・地すべり対策		摘要
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	
現場管理費											
工事原価											
			式	1			260,000				
			式	1			830,395				

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（花輪地区）	（当 初）					事業区分		砂防・地すべり対策	
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	流路	摘要
流路 （花輪地区）										
除草工				式	1		11,384,429			
除草工				式	1		3,200,385			
除草工				式	1		3,200,385			
除草		フェンシブ除草、収集、現場 内小運搬、積込、運搬 含む（肩掛式）		m2	1,000	79.73	79,730			単-1号
除草		フェンシブ除草、収集、現場 内小運搬、積込、運搬 含む（ハンドガイト式）		m2	8,700	50.42	438,654			単-2号
刈草運搬				m2	9,700	11.53	111,841			単-3号
刈草処分				t	5	22,000	110,000			単-4号
防草シート				m2	1,240	1,984	2,460,160			単-5号
伐採工				式	1		1,532,860			
伐採工				式	1		1,532,860			
伐木・伐竹（複合）		伐木（人力施工：粗）		m2	3,000	269.9	809,700			単-6号
伐木伐竹運搬		枝葉・幹		m3	72	4,160	299,520			単-7号

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（花輪地区）						(当 初)		事業区分		砂防・地すべり対策	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分		流路			
							数量増減	金額増減	摘要			
伐木伐竹運搬		根	m3	29	4,160	120,640					単-8号	
伐木処分		枝葉・幹	m3	72	3,000	216,000					単-9号	
伐木処分		根	m3	29	3,000	87,000					単-10号	
付帯施設工			式	1		506,000						
付帯施設工			式	1		506,000						
水路清掃			式	1		506,000					内-1号	
排水構造物工			式	1		2,092,713						
場所打水路工			式	1		2,092,713						
プレキャスト小口止		幅 30 c m 高さ 50 c m	m	31	23,670	733,770					単-11号	
石張		練石	m2	80	16,840	1,347,200					単-12号	
玉石採取・運搬			式	1		11,743					内-2号	
法覆護岸工			式	1		3,338,040						

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（花輪地区）						(当 初)			事業区分		砂防・地すべり対策	
	工事区分・工種・種別・細別						規格	単位	数量	単価	金額	流路	
												数量増減	金額増減
多自然護岸工	巨石張(空)						60cm以上80cm未満 吸出し防止材無	式	1		3,338,040		
巨石採取・運搬	仮設工							式	1	8,041	3,216,400		単-13号
土留・仮締切工	大型土のう							式	1		714,431		内-3号
水替工	ポンプ排水							式	1		334,891		内-4号
直接工事費	共通仮設費							式	1		379,540		内-5号
共通仮設費	共通仮設費							式	1		11,384,429		
共通仮設費	現場環境改善費（率計上）							式	1		1,611,000		
現場環境改善費（率計上）								式	1		134,000		
								式	1		134,000		

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（花輪地区）	（当 初）				事業区分		砂防・地すべり対策		摘要		
						工事区分		流路				
工事区分・工種・種別・細別						規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減
共通仮設費（率計上）												
純工事費				式	1					1, 477, 000		
現場管理費				式	1					12, 995, 429		
				式	1					5, 262, 000		
工事原価				式	1					18, 257, 429		

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（関守地区）					（当 初）			事業区分		砂防・地すべり対策	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	金額	数量増減	金額増減	摘要	
												流路
流路 （関守地区）												
除草工			式	1		1,252,760						
除草工			式	1		971,270						
除草		フェンス除草、階段除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む	式	1		971,270					内-1号	
刈草処分			t	5	22,000	110,000					単-1号	
伐採工			式	1		281,490						
伐採工			式	1		281,490						
伐木・伐竹（複合）		伐竹	式	1		281,490					単-2号	
伐木伐竹運搬			m2	600	368.2	220,920					単-3号	
伐竹処分			m3	9	2,730	24,570					単-4号	
伐竹処分			t	4	9,000	36,000						
直接工事費			式	1		1,252,760						
共通仮設費			式	1		194,000						

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（関守地区）	（当 初）					事業区分			砂防・地すべり対策		
							工事区分		流路		金額増減	摘要
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減				
共通仮設費				式	1				21,000			
現場環境改善費（率計上）				式	1				21,000			
共通仮設費（率計上）				式	1				173,000			
純工事費				式	1				1,446,760			
現場管理費				式	1				619,000			
工事原価				式	1				2,065,760			

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（川口川地区）	（当 初）					事業区分		砂防・地すべり対策		摘要
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	砂防堰堤		
砂防堰堤 （川口川地区）					式	1			994, 578		
除草工					式	1			288, 007		
除草工					式	1			288, 007		
除草			フェンス除草、収集、 現場内小運搬、積込、 運搬含む		式	1			86, 127		内-1号
刈草処分					t	3		21, 000	63, 000		単-1号
防草シート					m2	70		1, 984	138, 880		単-2号
伐採工					式	1			55, 530		
伐採工					式	1			55, 530		
伐木・伐竹(複合)			伐木(人力施工：粗)								単-3号
伐木伐竹運搬					m2	100		269. 9	26, 990		単-4号
伐木処分			幹		m3	2		3, 770	7, 540		単-5号
仮設工					m3	2		10, 500	21, 000		
					式	1			651, 041		

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（川口川地区）	（当 初）					事業区分		
		規格	単位	数量	単価	金額	工事区分		砂防・地すべり対策
							金額	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別 工事用道路工									
大型土のう			式	1		651,041			
直接工事費			式	1		651,041			
共通仮設費			式	1		994,578			
共通仮設費			式	1		160,000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		18,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		18,000			
純工事費			式	1		142,000			
現場管理費			式	1		1,154,578			
工事原価			式	1		509,000			
			式	1		1,663,578			

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（神梅地区）	（当 初）					事業区分		砂防・地すべり対策	
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	流路	摘要
流路 （神梅地区）										
除草工				式	1		320,080			
除草工				式	1		267,338			
除草工				式	1		267,338			
除草			フェンス除草、収集、 現場内小運搬、積込、 運搬含む	式	1		162,338			内-1号
刈草処分				t	5	21,000	105,000			単-1号
伐採工				式	1		52,742			
伐採工				式	1		52,742			
伐木・伐竹(複合)			伐竹	m2	60	368.2	22,092			単-2号
伐木伐竹運搬				m3	1	2,340	2,340			単-3号
伐竹処分				m3	1	10,500	10,500			単-4号
防竹シート				m2	5	3,562	17,810			単-5号
直接工事費				式	1		320,080			

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（神梅地区）	（当 初）					事業区分		砂防・地すべり対策			
		工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	流路			
									数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費												
共通仮設費				式	1			37,000				
				式	1			5,000				
現場環境改善費（率計上）				式	1			5,000				
共通仮設費（率計上）				式	1			32,000				
純工事費				式	1			357,080				
現場管理費				式	1			116,000				
工事原価				式	1			473,080				

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（日暮沢地区）					(当 初)		事業区分		道路維持・修繕		摘要
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分		道路維持			
								金額	数量増減	金額増減		
道路維持												
管理用道路維持工			式	1		901,180						
管理用道路維持工			式	1		901,180						
管理用道路維持工			式	1		901,180						
管理用道路維持		側溝清掃含む 落石・ 落葉・倒木除去 運搬 含む	式	1		883,180						内-1号
枝葉処分												単-1号
幹処分			t	0.6	16,000	9,600						単-2号
直接工事費			t	0.4	21,000	8,400						
共通仮設費			式	1		901,180						
共通仮設費			式	1		154,000						
共通仮設費			式	1		18,000						
現場環境改善費（率計上）			式	1		18,000						
共通仮設費（率計上）			式	1								
純工事費			式	1		136,000						
			式	1		1,055,180						

設計内訳書

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（日暮沢地区）	（当 初）				事業区分	道路維持・修繕		
		規格	単位	数量	単価	工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費									
			式	1		488,000			
工事原価			式	1		1,543,180			

一式当たり内訳書

粒径処理

第 1号内訳書

第 1号内訳書		粒径処理		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数										2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減						摘要		
粒径処理	80を超え100以下	m 3	3, 160	1, 363	4, 307, 080										
粒径処理	60を超え80以下	m 3	420	1, 924	808, 080										
【125mm以下】															
整地	敷均し (p-s') 10, 000m3未満 無し	m 3	3, 200	127. 6	408, 320										
【125mm以上200mm以下】															
整地	敷均し (p-s') 10, 000m3未満 無し	m 3	420	127. 6	53, 592										
【200mm以上 (残土) 】															
整地	敷均し (p-s') 10, 000m3未満 無し	m 3	140	127. 6	17, 864										
合 計					5, 594, 936										

一、式当たり内訳書

袋詰玉石運搬

第2号内訳書

[illegible]

一、式当たり内訳書

除草

第1号内訳書

[illegible]

書訳内りたり当式一

玉石採取・運搬

第2号内訳書

[illegible]

一式当たり内訳書

大型土のう

第 4号内訳書

第 4号内訳書		大型土のう		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数				2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0		
名称		規格		単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【設置】										
積込（レーズ）（砂防）		標準 岩塊・玉石								
土砂等運搬（砂防）		標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下		m 3	40	313.7	12,548			
大型土のう工		製作・設置 1t土のう 丸型 φ110cm×108cm 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m		m 3	40	525.2	21,008			
【撤去】										
大型土のう工		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m								
土砂等運搬（砂防）		標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.5km以下		袋	46	998.5	45,931			
整地		残土受入れ地での処理		m 3	40	525.2	21,008			
				m 3	40	128.3	5,132			
合 計							334,891			

一式当たり内訳書

大型土のう

第 2号内訳書

大型土のう

第 2号内訳書

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	2026.06	
								単価使用年月	歩掛使用年月
大型土のう工	製作・設置 耐候性大型土のう 丸型 φ110×110短期仮設(1年)対応 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	袋	10	7,654	76,540			2026.06	2026.06
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	10	998.5	9,985			1.000-00-00-2-0	
現場発生品及び支給品運搬	トラック[クレーン装置付]通称4〜4.5t積級 吊能力2.9t 無し 11.0km以下	t	36	5,671	204,156				
現場発生品及び支給品積み・荷卸し	トラック[クレーン装置付]通称4〜4.5t積級 吊能力2.9t	t	36	10,010	360,360				
合 計					651,041				

1 次単価表

1 次単価表										2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
袋詰玉石		2t用(長期性能型) 流用又は採取材			単位	袋	数量	金額	単価	17, 270	
名称		規格			単位	数量	単価	摘要			
袋詰玉石		2t用(長期性能型) 据付深さ4mを超え9m以下又作業半径5mを超え18m以下 流用又は採取材 標準 全ての費用			袋	1	17, 270	17, 270			
計								17, 270			
単価								17, 270	円／袋		

1 次単価表

1 次単価表					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	モルタル吹付	名称	厚10cm	単位	m2	数量	単価	9, 999
							金額	
モルタル吹付工			規格 10cm 500m2以上1000m2未満 無 無				1	
計				m 2	1	9, 999		
単価							9, 999	
							9, 999	円／m2

2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0			単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数						
単-2号	吹付法面取壊し	集積積込有 人力施工					単価	3, 181	
		名称	規格	単位	m2	数量	1		金額
吹付法面取壊し									
				m 2	1	3, 181		3, 181	
計								3, 181	
単価								3, 181	円/m2

1 次単価表

1次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
単-3号	設運搬		モダリティ	単位	m3	数量	1	単価	7,257
	名称							金額	
設運搬			規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
			吹付法面とりこわし(モダリティ) 機械積込 有り 43.0km以下 全ての費用	m 3	1	7,257	7,257		
	計						7,257		
	単価						7,257	円/m3	

				2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数					
設備処分		モダリティ		単価	
単-4号	名称	規格	単位	m3	数量
処分費 (m 3)			単位	数量	単価
			m 3	1	1, 680
計					1, 680
単価					1, 680
					円／m3

参考資料 (1)

参考資料（1）					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
モルタル吹付工		10cm 500m2以上1000m2未満 無 無	単位	m 2	数量	1	単価	9,999
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面工（モルタル吹付）		厚10 c m	m 2	1	9,999	9,999		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,999		
単価						9,999	円／m 2	

				単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
処分費 (m 3)	名称 モルタル盛	規格	単位	m 3	数量	単価	1,680
			単位	数量	単価	金額	摘要
		m 3	100	1,680	168,000		
					168,000		
計							
単価					1,680	円／m 3	

参考資料（１）

除草（久蔵口）		名称	規格	単位	式	数量	単価		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0
							数量	金額		
特殊作業員				単位		単価			1	1,199,588
普通作業員				人	23	27,500		632,500		摘要
草刈機〔肩掛式〕				人	23	24,300		558,900		
			カタタ径255mm	日	23	356		8,188		
計								1,199,588		
単価								1,199,588	円／式	

参考資料（１）

参考資料（1）							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
除草（久蔵）		名称	規格	単位	式	数量	金額	単価	521, 560	摘要
				単位	数量	数量		単価		
特殊作業員										
普通作業員				人	10	27, 500	275, 000			
				人	10	24, 300	243, 000			
草刈機〔肩掛式〕			カタタ径2 5 5 mm	日	10	356	3, 560			
計							521, 560			
単価							521, 560	円／式		

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0
除草（戸四郎街道沢）	名称	規格	単位	式	数量	1	単価
						金額	摘要
特殊作業員							
普通作業員			人	15	27, 500	412, 500	
草刈機〔肩掛式〕		カッタ径2 5 5 mm	人	15	24, 300	364, 500	
計			日	15	356	5, 340	
単価						782, 340	円／式

1 次単価表

1 次単価表									
単-1号		刈草処分		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数			2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
		名称		単位	t	数量	1	単価	21, 000
処分費 (t)		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
				t	1	21, 000	21, 000		
計							21, 000		
単価							21, 000	円 / t	

				単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0		
単-2号	防草シート		単位	m2	数量	金額	単価	1,984
	名称						摘要	
防草シート設置			規格					
		無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1：2.0超) 有り 1.2m2	m 2	1	1,984	1,984		
						1,984		
						1,984	円/m2	

參考資料 (1)

[illegible]

參考資料 (1)

[illegible]

1 次単価表

1 次単価表										2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0
単一1号	除草	名称	7.5t除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む（屑掛式）	単位	m2	数量	数量	1	単価	79.73
	規格			単位	数量	単価	金額	摘要		
	除草，集草（人力），梱包，積込・荷卸（総合）	肩掛式(カッタ径255mm) 梱包無し ダンプトラック(オールド・デイズ 6t・通称2t積級) 無し		m 2	1	79.73		79.73		
	計							79.73		
	単価							79.73	円／m2	

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数			2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0									
単一2号	除草	名称	フェンス除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む（バドカイド式）		単位	m2	数量	1	金額	単価	50.42	摘要
			規格	バドカイド式(刈幅150cm) 梱包無し ダンプトラック(オールド・デイズ 6t 通称2t積級)						単価		
除草，集草（人力），梱包，積込・荷卸（総合）												
計												
単価										50.42	円/m2	

1 次単価表

1 次単価表							2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
単-3号	刈草運搬	名称	規格	単位	m2	数量	1	単価	11. 53
				単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（堤防除草）			ダンブトラクタ(ノンロード・ディーゼル・通称2t積級) 梱包無し有り 40. 0km以下 全ての費用	m 2	1	11. 53	11. 53		
計							11. 53		
単価							11. 53	円/m2	

刈草処分			名称			規格			単位			t			数量			I			2026. 06					
																					2026. 06					
																					1. 000-00-00-2-0					
単-4号			処分費（t）			計			単価			22, 000			22, 000			22, 000			摘要					

1 次単価表

1 次単価表					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
単-5号	防草シート	名称	規格	単位	m2	数量	単価	単価	1, 984
	防草シート設置			単位	数量	単価	金額	摘要	
			無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1：2. 0超) 有り 1. 2m2	m 2	1	1, 984	1, 984		
							1, 984		
							1, 984	円／m2	

				2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0				
				単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数				
単一6号	伐木・伐竹(複合)	伐木(人力施工：粗)	規格	単位	数量	金額	単価	摘要
				m2	数量	単位	数量	
伐木・伐竹（複合）		伐木(人力施工:粗)(10本/100m2未満) 有り 機械施工		m 2	1	269. 9	269. 9	
計							269. 9	
単価							269. 9	円／m2

1 次単価表

1 次単価表						2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
単一7号	伐木伐竹運搬	枝葉・幹	単位	m3	数量	1	単価	4, 160
	名称		規格	単位	数量	金額	摘要	
運搬（伐木除根）			機械施工 有り 有り 60. 0km以下					
			m 3	1	4, 160	4, 160		
計						4, 160		
単価						4, 160	円／m3	

			2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0					
			単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数					
単一8号	伐木伐竹運搬	根	単位	m3	数量	1	単価	4,160
			名称	規格	単位	数量	単価	
運搬（伐木除根）								

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
単-9号	伐木処分	枝葉・幹	規格	名称	単位	m3	数量	1	単価	3, 000
					単位	数量	金額	摘要		
処分費 (m 3)										
計					m 3	1	3, 000	3, 000		
								3, 000		
単価								3, 000	円／m3	

単-10号		伐木処分		根			単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数			2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
							単位	m3	数量	1	単価	3, 000
処分費 (m 3)		名称		規格			単位	数量	単価	金額	摘要	
							m 3	1	3, 000	3, 000		
計										3, 000		
単価										3, 000	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表										2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単-11号	プレキャスト小口止	幅 30 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	数量	単位	数量	1	単価	23, 670
										金額	
プレキャスト小口止ブロック											
プレキャスト小口止ブロック（材料費）						1	m		6, 928		
基礎碎石						1	m		16, 000		
		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生ｸﾞﾗﾝｼﾞｬﾝ 40～0 全ての費用	m 2	0. 5		1, 470			735		
計									23, 663		
単価									23, 670	円／m	

1 次単価表

1 次単価表							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単-12号	石張	練石	単位	m2	数量	単価	1	単価	16, 840	
石張 (複合)		名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
			練石 25cm以上35cm以下 各種 無し							
基礎碎石			12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生ｸﾞﾗﾝｼﾞｯｸ 40～0 全ての費用	m 2	1	15, 370	15, 370			
				m 2	1	1, 470	1, 470			
計							16, 840			
単価							16, 840	円／m2		

				単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0					
単-13号	巨石張(空)		60cm以上80cm未満 吸出し防止材無	単位	m2	数量	単価	金額	I	単価	8, 041
	名称			規格	単位	数量	単価			摘要	
巨石張(空)			60cm以上80cm未満 無し 碎石各種 標準 全ての費用	m 2	1	8, 041		8, 041			
計								8, 041			
単価								8, 041		円/m2	

参考資料（1）

参考資料（1）										2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
処分費（t）		名称	規格	単位	t	数量	数量	100	単価	22, 000	摘要
処分費	雑草（大草）							金額			
								2, 200, 000			
		計					100	22, 000			
		単価						2, 200, 000	22, 000	円／t	

參考資料 (1)

[illegible]

参考資料（１）

参考資料（1）						2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
処分費（m 3）		規格	単位	m 3	数量	100	単価	3, 000
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 枝葉・幹			m 3	100	3, 000	300, 000		
計						300, 000		
単価						3, 000	円／m 3	

				2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数					
処分費 (m 3)		規格		摘要	
名称		単位		金額	
根		数量		摘要	
		m 3		3, 000	
		数量		300, 000	
		m 3		300, 000	
計				300, 000	
単価				円 / m 3	
				3, 000	

參考資料 (1)

[illegible]

参考資料（１）

大型土のう工		単位	袋	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	
					2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	単価 4,984
名称		単位	数量	金額	摘要	
土木一般世話役						
製作・設置 1t土のう 丸型 φ110cm×108cm 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m		人	0.294	32,300	9,496	
特殊作業員		人	0.294	27,100	7,967	
普通作業員		人	0.294	25,300	7,438	
1t土のう		袋	10	1,100	11,000	
バックホウ運転（クレーン仕様）		日	0.294	46,580	13,694	
諸雑費（率+まるめ） 1%		式	1		245	
計					49,840	
単価					4,984	円／袋

参考資料（１）

参考資料（1）										単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
大型土のう工		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m		単位	袋	数量	数量	10	単価	998. 5			
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要					
土木一般世話役													
特殊作業員				人	0. 087	32, 300	2, 810						
				人	0. 087	27, 100	2, 357						
バックホウ運転（クレーン仕様）		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m		日	0. 087	55, 150	4, 798						
諸雑費（率+まるめ） 0. 4%				式	1		20						
計							9, 985						
単価							998. 5	円／袋					

参考資料（１）

参考資料（1）						2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
ポンプ設置・撤去		規格	単位	箇所	数量	1	単価	94, 140 摘要
名称			単位	数量	単価	金額		
土木一般世話役								
特殊作業員			人		0. 5	32, 300	16, 150	
普通作業員			人		0. 1	27, 100	2, 710	
			人		2	25, 300	50, 600	
バックホウ運転			日		0. 5	49, 350	24, 675	
諸雑費（まるめ）			式		1		5	
計							94, 140	
単価							94, 140	円／箇所

参考資料（1）

		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
		数量	単価	金額	単価
ポンプ運転		日	数量	1	28,540
名称		単位	数量	金額	摘要
特殊作業員					
0以上120 (m3/h)未満 10m 常時排水		人	0.17	4,607	
工事用水中ポンプ運転		日	1	503	
0以上120 (m3/h)未満 10m 常時排水		日	1	22,600	
発動発電機運転		式	1	830	
諸雑費（率+まるめ） 3%				22,600	
計				28,540	
単価				28,540	円／日

参考資料（2）

バックホウ運転（クレーン仕様）		製作・設置 5m以下 -3m≤H≤2m	単位	日	数量	数量	単価	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0
名称		規格	単位	数量	単価	金額	46,580	摘要	
運転手（特殊）			人	1	27,900	27,900			
軽油			L	63	150	9,450			
バックホウ（クレーン型） [後方超小旋回・クレーン付]		バケット容量0.45m ³ 吊能力2.9t吊	日	1.28	7,210	9,228			
諸雑費（まるめ）			式	1		2			
計						46,580			
単価						46,580	円／日		

参考資料（2）

バックホウ運転（クレーン仕様）		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位		日	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0
名称		規格	単位	数量	数量	単価	金額	単価	55, 150
運転手（特殊）			人	1	1	27, 900	27, 900	摘要	
軽油			L	101	150	15, 150	15, 150		
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]		バケット容量0. 8 m 3 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 21	10, 000	12, 100	12, 100		
諸雑費（まるめ）			式	1		0	0		
計							55, 150		
単価							55, 150	円／日	

参考資料（2）

参考資料（2）							2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0		
バックホウ運転		名称	規格	単位	日	数量	1	単価	49,350
運転手（特殊）							金額	摘要	
軽油				人	1	27,900	27,900		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕			バケット容量0.8m ³ 吊能力2.9t吊	L	45	150	6,750		
諸雑費（まるめ）				日	1.47	10,000	14,700		
				式	1		0		
計							49,350		
単価							49,350	円／日	

参考資料（2）

工事用水中ポンプ運転		0以上120 (m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	
						2026. 06 2026. 06 1.000-00-00-2-0	単価 503
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モーターポンプ〔普通型〕		潜水ポンプ 口径200mm 全揚程10m					
諸雑費（まるめ）			目	1.1	458	503	
			式	1		0	
計						503	
単価						503	円／日

參考資料 (2)

[illegible]

1 次単価表

1 次単価表						2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0			
単-1号	刈草処分	名称	規格	単位	t	数量	1	単価	22, 000
							金額	摘要	
処分費（t）									
				t	1	22, 000	22, 000		
計									
							22, 000		
単価									
							22, 000	円／t	

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0					
単-2号	伐木・伐竹(複合)	伐竹		数量	1	単価	368. 2
		名称	規格	単位	m2	金額	
伐木・伐竹(複合)			伐竹 有り 機械施工	単位	数量	単価	
				m 2	1	368. 2	
計							
単価						368. 2	
						368. 2	円/m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
単-3号	伐木伐竹運搬	名称	規格	単位	m3	数量	単価	1	単価	2, 730
				単位	数量	単価	金額	摘要		
運搬（伐木除根）			機械施工 有り 無し 27. 0km以下							
				m 3	1	2, 730		2, 730		
		計						2, 730		
		単価						2, 730	円／m3	

伐竹処分							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単-4号	名称	規格	単位	t	数量	数量	1	単価	9, 000	
処分費（t）							金額	摘要		
			t		1	9, 000	9, 000			
計							9, 000			
単価							9, 000	円／t		

参考資料（1）

除草		名称	フェンス除草、階段除草、収集、現場内小運搬、積込	単位	式		数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
					数量	式		金額	単価	780,560	
特殊作業員			規格	単位	数量		単価			摘要	
普通作業員				人	10		27,100	271,000			
草刈機〔肩掛式〕				人	20		25,300	506,000			
			カタ径255mm	日	10		356	3,560			
計								780,560			
単価								780,560	円/式		

參考資料 (1)

参考資料（1）							2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
処分費（t）		規格	単位	t	数量	100	単価	
名称	金額						摘要	
処分費 雑草（大草）		g15（相坂東資源）	単位	数量	単価	金額	22, 000	
計			t	100	22, 000	2, 200, 000		
単価						2, 200, 000	円／t	
						22, 000		

						2026. 06 2026. 06 L.000-00-00-2-0	
						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	
処分費 (t)			単位	t	数量	100	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 竹			t	100	9,000	900,000	
計						900,000	
単価						9,000	円 / t

1 次単価表

1 次単価表							2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0		
単-1号	刈草処分	名称	規格	単位	t	数量	1	単価	21, 000
							金額	摘要	
処分費（t）									
				t	1	21, 000	21, 000		
							21, 000		
							21, 000	円／t	

単-2号		防草シート				単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
		単位		m2	数量	単価	1	金額	単価
防草シート設置		規格		単位	数量	単価	摘要		
		無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1：2.0超) 有り 1.2m2		m 2	1	1,984	1,984		
計							1,984		
単価							1,984 円／m2		

1 次単価表

単-3号	伐木・伐竹(複合)	伐木(人力施工：粗)	単位	m2	数量	2026.06 2026.06 1,000-00-00-2-0		
						単価	金額	摘要
	伐木・伐竹（複合）	規格	単位	数量	単価		1	269.9
		伐木(人力施工：粗) (10本/100m2未満) 有り 機械施工	m 2	1	269.9		269.9	
	計						269.9	
	単価						269.9	円/m2

単-4号	伐木伐竹運搬	規格	単位	m3	数量	2026.06 2026.06 1,000-00-00-2-0		
						単価	金額	摘要
	運搬（伐木除根）	機械施工 有り 有り 43.5km以下	m 3	1	3,770		3,770	
	計						3,770	
	単価						3,770	円/m3

参考資料（1）

除草		名称	フェン除草・収集・現場内小運搬・積込	単位	式		数量	1 金額	2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
					数量	単位			単価	78,056 摘要
特殊作業員				人	1		27,100	27,100		
普通作業員				人	2		25,300	50,600		
草刈機〔肩掛式〕			カタタ径255mm	日	1		356	356		
計								78,056		
単価								78,056	円/式	

參考資料 (1)

[illegible]

参考資料（１）

参考資料（1）							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
防草シート設置		無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1：2.0超)有り 1.2m2		単位	m 2	数量	1	単価	1,984	
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要		
防草シート設置（露出）		時間制約無し 現場条件2 平面部(1：2.0超)		m 2	1	994	994			
防草シート				m 2	1.2	825	990			
諸雑費（まるめ）				式	1		0			
計							1,984			
単価							1,984	円／m 2		

參考資料 (1)

[illegible]

参考資料（１）

大型土のう工		単位	袋	数量	単価使用年月		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0
					歩掛使用年月	労務調整係数	
名称		単位	数量	単価	金額		7, 654 摘要
土木一般世話役	製作・設置 耐候性大型土のう 丸型 φ110×110短期仮設（1年）対応 流用土 5m以下 -3m≤H≤2m						
	規格						
		人	0. 294	32, 300	9, 496		
	特殊作業員	人	0. 294	27, 100	7, 967		
	普通作業員	人	0. 294	25, 300	7, 438		
	耐候性大型土のう	袋	10	3, 770	37, 700		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	日	0. 294	46, 580	13, 694		
	諸雑費（率+まるめ） 1%	式	1		245		
	計				76, 540		
	単価				7, 654	円／袋	

参考資料（１）

参考資料（1）							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
大型土のう工		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m		単位	袋	数量	単価	金額	単価	摘要
名称		規格		単位	数量	単価				
土木一般世話役				人	0.087	32,300		2,810		
特殊作業員				人	0.087	27,100		2,357		
バックホウ運転（クレーン仕様）		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m		日	0.087	55,150		4,798		
諸雑費（率+まるめ） 0.4%				式	1			20		
計								9,985		
単価								998.5	円／袋	

参考資料（2）

バックホウ運転（クレーン仕様）		製作・設置 5m以下～3m≦H≦2m	単位	日	数量	数量	単価	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	27,900	27,900		1	46,580
軽油			L	63	150	9,450			
バケット（クレーン型） [後方超小旋回・クレーン付]		バケット容量0.45m3 吊能力2.9t吊	日	1.28	7,210	9,228			
諸雑費（まるめ）			式	1		2			
計						46,580			
単価						46,580	円／日		

参考資料（2）

参考資料（2）						2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0			
バックホウ運転（クレーン仕様）		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m		単位	日	数量	1	単価	55,150
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）				人	1	27,900	27,900		
軽油				L	101	150	15,150		
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]		バケット容量0.8 m ³ 吊能力2.9 t 吊		日	1.21	10,000	12,100		
諸雑費（まるめ）				式	1		0		
計							55,150		
単価							55,150	円／日	

1 次単価表

1 次単価表						2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0			
単一1号	刈草処分	名称	規格	単位	t	数量	1	単価	21, 000
							金額	摘要	
処分費（t）									
				t	1	21, 000	21, 000		
	計						21, 000		
	単価						21, 000	円／t	

				2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0			
				単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数			
単一2号	伐木・伐竹(複合)	伐竹		数量	1	単価	368. 2
		名称	規格	単位	m2	金額	
伐木・伐竹(複合)			伐竹 有り 機械施工	単位	数量	単価	
				m 2	1	368. 2	
	計					368. 2	
	単価					368. 2	円/m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	伐木伐竹運搬	名称	規格	単位	m3	数量	単価	金額	単価
				単位	数量	単価	摘要		
運搬（伐木除根）			機械施工 有り 無し 19. 0km以下						2, 340
				m 3	1	2, 340		2, 340	
計								2, 340	
単価								2, 340	円／m3

伐竹処分		名称	規格	単位	m3	数量	数量	1	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	
									2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	金額 摘要
単-4号	伐竹処分	名称	規格	単位	m3	数量	数量	1	金額 摘要	10, 500
処分費 (m 3)										
計										
単価										
円／m3										

1 次単価表

単-5号	防竹シート	名称	規格	単位	m2	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		
							1	金額	単価 3,562 摘要
	防草シート設置		無し 露出 固定ピンとワッシャーを併用して設置 平面部(1：2.0超) 有り 1.2m2	m 2	1	3,562	3,562		
	計						3,562		
	単価						3,562	円/m2	

参考資料（１）

参考資料（1）							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
除草	フェンス除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む			単位	式	数量	金額	単価	156, 112	
	名称	規格		単位		数量	単価	摘要		
特殊作業員				人		2	27, 100	54, 200		
普通作業員				人		4	25, 300	101, 200		
草刈機〔肩掛式〕		カタタ径2 5 5 mm		日		2	356	712		
計								156, 112		
単価								156, 112 円／式		

参考資料（１）

処分費（t）		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数				2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
処分費	雑草（大草）	名称	規格	単位	t	数量	100
				単位	数量	単価	金額
				t	100	21,000	2,100,000
							2,100,000
							21,000
							円／t

処分費（m3）		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数				2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
処分費	竹	名称	規格	単位	m3	数量	100
				単位	数量	単価	金額
				m3	100	10,500	1,050,000
							1,050,000
							10,500
							円／m3

參考資料 (1)

[illegible]

1 次単価表

1 次単価表						2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0			
単-1号	枝葉処分	名称	規格	単位	t	数量	1	単価	16, 000
							金額	摘要	
処分費（t）									
				t	1	16, 000	16, 000		
計									
							16, 000		
単価									
							16, 000	円／t	

				2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		1		21,000	
単価		摘要			

参考資料（１）

管理用道路維持	側溝清掃含む 落石・落葉・倒木除去 運搬含む	単位	式	数量	2026.06 2026.06 1,000-00-00-2-0		
					単価	金額	摘要
普通作業員		人		25,300		759,000	
ダンブトラック [オンロード・ディーゼル]	通称 2 t 積級	日	3.5	35,480		124,180	
計						883,180	
単価						円/式	

				2026. 06 2026. 06 1. 000-00-00-2-0	
処分費（t）		単位	t	数量	単価 100 金額 16, 000
処分費 枝葉		規格	単位	数量	摘要
			t	100	16, 000 1, 600, 000
計					1, 600, 000
単価					16, 000 円／t

參考資料 (1)

[illegible]

参考資料（２）

参考資料（2）							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026.06 2026.06 1.000-00-00-2-0	
ダンブトラック [オンロード・ディーゼル]		通称 2 t 積級		単位	日	数量	1	単価	35,480	
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（一般）										
				人	1	23,300	23,300			
軽油				L	20	150	3,000			
ダンブトラック [オンロード・ディーゼル]		通称 2 t 積級								
ダンブトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)		供用日	1.35	6,490	8,761			
諸雑費（まるめ）				供用日	1.35	307	414			
				式	1		5			
計								35,480		
単価								35,480 円／日		

共通仮設費

主たる工種									
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事		合算工事： 0							
対象工事費	44, 161, 223	直接工事費	44, 161, 223	準備費	0	事業損失	0		
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	827, 740	現工事	0	合算工事	0			
非対象額計（－）	0								
管理費区分1	0			(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)					
管理費区分2, 7	0			(工場原価)					
管理費区分5	0			(一般管理費等のみ対象額)					
管理費区分9	0			(間接費非対象額)					
管理費区分T	0			(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)					
対象額 支 給 品（＋）	0								
無償貸付機械評価額（＋）	0								
共通仮設費対象額									
単独（追加工事）	44, 161, 223	現工事	0	合算工事	0				
全処分費等を除く共通仮設費対象額	43, 333, 483		0		0				
共通仮設費（率分）									
率（補正前）	9.45 %		0 %						
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1						
率（補正後）	9.45 %								
計上額	4, 173, 000		0						
比較結果	当該追加工事	A	0						
			0					調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	43, 333, 483	直接工事費	44, 161, 223	
非対象額計 (－)	827, 740			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	827, 740	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	43, 333, 483	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率 (補正前)	0. 93 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	0. 93 %			
計上額	403, 000		0	0
比較結果	当該追加工事			
	0			
	A			調整工事計上額 0

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					4,576,000

共通仮設費

主たる工種				
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事				
対象工事費	16,498,936	直接工事費	16,498,936	準備費
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	事業損失	0
非対象額計（－）	0	0	合算工事	0
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）	0	合算工事
管理費区分2, 7	0	（工場原価）	0	0
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）	0	0
管理費区分9	0	（間接費非対象額）	0	0
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）	0	0
対象額 支 給 品（＋）	0			
無償貸付機械評価額（＋）	0			
共通仮設費対象額				
単独（追加工事）	16,498,936	現工事	0	合算工事
全処分費等を除く共通仮設費対象額	16,498,936	0	0	0
共通仮設費（率分）				
率（補正前）	11.94 %	0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1	
率（補正後）	11.94 %			
計上額	1,969,000	0		0
比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	16, 498, 936	直接工事費	16, 498, 936	
非対象額計 (－)	0			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	16, 498, 936	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率 (補正前)	1. 13 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	1. 13 %			
計上額	186, 000		0	0
比較結果	当該追加工事			
	0			
	A	調整工事計上額		0

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0			
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費
安全費	0	役務費	0	技術管理費
営繕費	0	現場環境改善費	0	
共通仮設費計				2,155,000

共通仮設費

主たる工種			
単独 (追加工事) : 砂防・地すべり等工事	直接工事費	9,729,365	単独 (追加工事)
対象工事費	9,729,365	9,729,365	準備費
対象工事費に含まれる全処分費額	0	0	事業損失
非対象額計 (一)	0	0	現工事
管理費区分1	0	0	0
管理費区分2, 7	0	0	0
管理費区分5	0	0	0
管理費区分9	0	0	0
管理費区分T	0	0	0
対象額 支 給 品 (+)	0	0	0
無償貸付機械評価額 (+)	0	0	0
共通仮設費対象額	0	0	0
単独 (追加工事)	9,729,365	9,729,365	現工事
全処分費等を除く共通仮設費対象額	9,699,125	9,699,125	0
共通仮設費 (率分)	13.54 %	13.54 %	0 %
率 (補正前)	1.3	1.3	1
施工地域等補正	17.6 %	17.6 %	0
率 (補正後)	1,712,000	1,712,000	0
計上額	0	0	0
比較結果	当該追加工事	A	調整工事計上額
	0	0	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	9,699,125	直接工事費	9,729,365	
非対象額計（－）	30,240			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2,7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	30,240	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	9,699,125	現工事	0	0
現場環境改善費				
率 (補正前)	1.26 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	1.26 %			
計上額	122,000		0	0
比較結果	当該追加工事			
	0			
	A	調整工事計上額		0

共通仮設費

共通仮設費 (積上分)	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					1,834,000

共通仮設費

主たる工種				合算工事： 0	
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事					
対象工事費	2,503,488	直接工事費	2,503,488	準備費	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	合算工事 0
非対象額計（－）			0		
管理費区分1			0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)	
管理費区分2, 7			0	(工場原価)	
管理費区分5			0	(一般管理費等のみ対象額)	
管理費区分9			0	(間接費非対象額)	
管理費区分T			0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)	
対象額 支 給 品 (+)			0		
無償貸付機械評価額 (+)			0		
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	2,503,488			現工事	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	2,503,488				0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	15.19	%		0	%
施工地域等補正	0	%		ICT施工補正 1	
率（補正後）	15.19	%			
計上額	380,000			0	0
比較結果		当該追加工事	A		
	0		0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	2, 503, 488	直接工事費	2, 503, 488	
非対象額計（－）	0			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品（＋）	0			
無償貸付機械評価額（＋）	0			
現場環境改善費対象額（P i）				
単独（追加工事）	2, 503, 488	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率（補正前）	1. 66 %		0 %	0 %
施工地域等補正 市街地以外				
率（補正後）	1. 66 %			
計上額	41, 000		0	0
比較結果				
当該追加工事	A	調整工事計上額		0
	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					421,000

共通仮設費

主たる工種				
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事				
対象工事費	89, 012	直接工事費	89, 012	準備費
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	事業損失	0
非対象額計（－）	0	0	合算工事	0
管理費区分1	0	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分2, 7	0	0	（工場原価）	
管理費区分5	0	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分9	0	0	（間接費非対象額）	
管理費区分T	0	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）	
対象額 支 給 品（＋）	0	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0	0		
共通仮設費対象額				
単独（追加工事）	89, 012	現工事	0	合算工事
全処分費等を除く共通仮設費対象額	89, 012	0	0	0
共通仮設費（率分）				
率（補正前）	15.19 %	0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1	
率（補正後）	15.19 %			
計上額	13, 000	0		0
比較結果				
当該追加工事	A	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	89, 012	直接工事費	89, 012	
非対象額計（－）	0			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	89, 012	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率 (補正前)	3. 25 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	3. 25 %			
計上額	2, 000		0	0
比較結果				
当該追加工事	A			調整工事計上額 0
	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					15,000

共通仮設費

主たる工種				合算工事：0			
単独（追加工事）：砂防・地すべり等工事							
対象工事費	487,395	直接工事費	487,395	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	21,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	6,379						
管理費区分1	0			(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2,7	0			(工場原価)			
管理費区分5	0			(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0			(間接費非対象額)			
管理費区分T	6,379			(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支 給 品 (+)	0						
無償貸付機械評価額 (+)	0						
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）	481,016			現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	466,395				0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）	15.19 %				0 %		
施工地域等補正	0 %			ICT施工補正	1		
率（補正後）	15.19 %						
計上額	73,000				0		0
比較結果		当該追加工事	A			調整工事計上額	0
		0	0				

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	466, 395	直接工事費	487, 395	
非対象額計（－）	21, 000			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	21, 000	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	466, 395	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率 (補正前)	2. 33 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	2. 33 %			
計上額	10, 000		0	0
比較結果	当該追加工事			
	0			
	A			調整工事計上額 0

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					83,000

共通仮設費

主たる工種				
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事				
対象工事費	11,384,429	直接工事費	11,384,429	準備費
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	413,000	現工事
非対象額計（－）		71,468		
管理費区分1		0		(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)
管理費区分2, 7		0		(工場原価)
管理費区分5		0		(一般管理費等のみ対象額)
管理費区分9		0		(間接費非対象額)
管理費区分T		71,468		(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)
対象額 支 給 品 (+)		0		
無償貸付機械評価額 (+)		0		
共通仮設費対象額				
単独（追加工事）	11,312,961		現工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	10,971,429			0
共通仮設費（率分）				
率（補正前）	13.06	%	0	%
施工地域等補正	0	%	1	
率（補正後）	13.06	%		
計上額	1,477,000		0	0
比較結果				
当該追加工事	A			
0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	10, 971, 429	直接工事費	11, 384, 429	
非対象額計（－）	413, 000			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	413, 000	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	10, 971, 429	現工事	0	0
		合算工事		
現場環境改善費				
率 (補正前)	1. 23 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	1. 23 %			
計上額	134, 000		0	0
比較結果				
当該追加工事	A	調整工事計上額		0
	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0			
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費
安全費	0	役務費	0	技術管理費
営繕費	0	現場環境改善費	0	
共通仮設費計				1,611,000

共通仮設費

主たる工種				合算工事：0		
単独（追加工事）：砂防・地すべり等工事						
対象工事費	1,252,760	直接工事費		1,252,760	準備費	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）		146,000	現工事	合算工事 0
非対象額計（－）		108,418				
管理費区分1		0			(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)	
管理費区分2,7		0			(工場原価)	
管理費区分5		0			(一般管理費等のみ対象額)	
管理費区分9		0			(間接費非対象額)	
管理費区分T		108,418			(全処分費等のうち3%または300万円を超える額)	
対象額 支 給 品 (+)		0				
無償貸付機械評価額 (+)		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		1,144,342			現工事	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		1,106,760			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		15.19 %			0 %	
施工地域等補正		0 %			1	
率（補正後）		15.19 %				
計上額		173,000			0	0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	1, 106, 760	直接工事費	1, 252, 760	
非対象額計（－）	146, 000			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	146, 000	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支給品（＋）	0			
無償貸付機械評価額（＋）	0			
現場環境改善費対象額（P i）				
単独（追加工事）	1, 106, 760	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率（補正前）	1. 95 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率（補正後）	1. 95 %			
計上額	21, 000		0	0
比較結果	当該追加工事			
	0			
	A			調整工事計上額 0

共通仮設費

共通仮設費 (積上分)	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					194,000

共通仮設費

主たる工種				
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事				
対象工事費	994, 578	直接工事費	994, 578	準備費
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	84, 000	現工事
非対象額計（－）	54, 163			
管理費区分1				(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)
管理費区分2, 7				(工場原価)
管理費区分5				(一般管理費等のみ対象額)
管理費区分9				(間接費非対象額)
管理費区分T	54, 163			(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
共通仮設費対象額				
単独（追加工事）	940, 415		現工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	910, 578			0
共通仮設費（率分）				
率（補正前）	15.19 %		0 %	
施工地域等補正	0 %		1	
率（補正後）	15.19 %			
計上額	142, 000		0	0
比較結果	当該追加工事	A		
	0	0		調整工事計上額
				0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	910,578	直接工事費	994,578	
非対象額計（－）	84,000			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2,7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	84,000	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	910,578	現工事	0	0
現場環境改善費				
率 (補正前)	2.03 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	2.03 %			
計上額	18,000		0	0
比較結果	当該追加工事			
	0			
	A	調整工事計上額		0

共通仮設費

共通仮設費 (積上分)	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					160,000

共通仮設費

主たる工種				合算工事： 0	
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事					
対象工事費	320,080	直接工事費	320,080	準備費	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	115,500	現工事	合算工事 0
非対象額計（－）		105,898			
管理費区分1		0		(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)	
管理費区分2, 7		0		(工場原価)	
管理費区分5		0		(一般管理費等のみ対象額)	
管理費区分9		0		(間接費非対象額)	
管理費区分T		105,898		(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)	
対象額 支 給 品 (+)		0			
無償貸付機械評価額 (+)		0			
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	214,182		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	204,580			0	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	15.19	%		0	%
施工地域等補正	0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）	15.19	%			
計上額	32,000			0	0
比較結果					
当該追加工事	A				
	0				調整工事計上額 0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	204,580	直接工事費	320,080	
非対象額計（－）	115,500			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2,7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	115,500	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	204,580	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率 (補正前)	2.75 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	2.75 %			
計上額	5,000		0	0
比較結果	当該追加工事			
	0			
	A			調整工事計上額 0

共通仮設費

主たる工種				
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事				
対象工事費	901, 180	直接工事費	901, 180	準備費
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	単独（追加工事）	18, 000	現工事
非対象額計（－）	0			事業損失
管理費区分1	0			合算工事
管理費区分2, 7	0			
管理費区分5	0			(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)
管理費区分9	0			(工場原価)
管理費区分T	0			(一般管理費等のみ対象額)
対象額 支 給 品 (+)	0			(間接費非対象額)
無償貸付機械評価額 (+)	0			(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)
共通仮設費対象額				
単独（追加工事）	901, 180	現工事	0	合算工事
全処分費等を除く共通仮設費対象額	883, 180		0	0
共通仮設費（率分）				
率（補正前）	15.19 %		0 %	
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1	
率（補正後）	15.19 %			
計上額	136, 000		0	0
比較結果				
当該追加工事	A			
0	0			調整工事計上額
				0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	883, 180	直接工事費	901, 180	
非対象額計（－）	18, 000			
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)		
管理費区分2, 7	0	(工場原価)		
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)		
管理費区分9	0	(間接費非対象額)		
管理費区分T	18, 000	(直接工事費に含まれる処分費等)		
対象額 支 給 品 (+)	0			
無償貸付機械評価額 (+)	0			
現場環境改善費対象額 (P i)				
単独 (追加工事)	883, 180	現工事	0	合算工事 0
現場環境改善費				
率 (補正前)	2. 05 %		0 %	0 %
施工地域等補正	市街地以外			
率 (補正後)	2. 05 %			
計上額	18, 000		0	0
比較結果		当該追加工事		
	0	A		調整工事計上額 0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	48,737,223	単独 (追加工事) 直接工事費	44,161,223	単独 (追加工事) 共通仮設費	4,576,000
非対象額計 (一)	0				
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	48,737,223	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	47,909,483		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	30.89 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	30.89 %		0 %		
計上額	15,054,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A		3,139,125 (工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)		
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	18,653,936	単独 (追加工事) 直接工事費	16,498,936	単独 (追加工事) 共通仮設費	2,155,000
非対象額計 (一)	0				
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	18,653,936	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	18,653,936		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	37.73 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	37.73 %		0 %		
計上額	7,038,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	11,563,365	単独（追加工事）直接工事費	9,729,365	単独（追加工事）共通仮設費	1,834,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	11,563,365	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	11,533,125		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	41.68%		0%		0%
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	41.68%		0%		
計上額	4,819,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	2,924,488	単独（追加工事）直接工事費	2,503,488	単独（追加工事）共通仮設費	421,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	2,924,488	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	2,924,488		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	46.27%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	46.27%		0%		
計上額	1,353,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	104,012	単独（追加工事）直接工事費	89,012	単独（追加工事）共通仮設費	15,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	104,012	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	104,012		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	46.27%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	46.27%		0%		
計上額	48,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	570,395	単独（追加工事）直接工事費	487,395	単独（追加工事）共通仮設費	83,000
非対象額計（－）	6,379				
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	6,379	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	564,016	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	549,395		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	46.27%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	46.27%		0%		
計上額	260,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	12,995,429	単独（追加工事）直接工事費	11,384,429	単独（追加工事）共通仮設費	1,611,000
非対象額計（－）	71,468				
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	71,468	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	12,923,961	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	12,582,429		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.72%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	40.72%		0%		
計上額	5,262,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A	(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)			
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	1,446,760	単独（追加工事）直接工事費	1,252,760	単独（追加工事）共通仮設費	194,000
非対象額計（－）	108,418				
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	108,418	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,338,342	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,300,760		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	46.27%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	46.27%		0%		
計上額	619,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	1, 154, 578	単独（追加工事）直接工事費	994, 578	単独（追加工事）共通仮設費	160, 000
非対象額計（－）	54, 163				
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	54, 163	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1, 100, 415	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1, 070, 578		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	46.27%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	46.27%		0%		
計上額	509, 000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	357,080	単独（追加工事）直接工事費	320,080	単独（追加工事）共通仮設費	37,000
非対象額計（－）	105,898				
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	105,898	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	251,182	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	241,580		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	46.27%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	46.27%		0%		
計上額	116,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A	(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)			
	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	1,055,180	単独（追加工事）直接工事費	901,180	単独（追加工事）共通仮設費	154,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,055,180	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,037,180		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	46.27%		0%		0%
施工地域等補正	0%				
施工時期補正	0%	熱中症補正	0%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0%				
砂防・地すべり補正	0%		0%		
率（補正後）	46.27%		0%		
計上額	488,000		0		0
比較結果 当該追加工事	A			(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等(当初)

事務所名	渡良瀬川河川事務所	工務課	単年度（繰越を含む）の分任官	工事番号	0000	第0回変更
発注年月	令和08年04月	契約区分	現場管理費	主工種	砂防・地すべり等工事	
工事原価		63,791,223				
純工事費		48,737,223	現場管理費		工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分9		0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）		63,791,223	現工事		合算工事	0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価		62,963,483	現工事		合算工事	0
		（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数		1	現工事			
財団法人等による補正係数		1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価		63,791,223				
契約保証に係る補正値		0.04 %				
一般管理費率						
単独（追加工事）		19.36 %	現工事		合算工事	0 %
一般管理費		12,372,777				
業務委託料等		0				
調査基準価格		83,270,000				
調査基準価格の100/110		75,700,000	（90.43 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事

国土交通省 関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
流路 (出川地区)		式		1			
粒径処理工		式		1			
粒径処理工		式		1			
粒径処理		式		1			
根固め工		式		1			
根固めブロック工		式		1			
袋詰玉石	2t用(長期性能型) 流用又は採取材	式		1			
袋詰玉石運搬		袋		250			
直接工事費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (当 初)						
	工事区分・工種・種別・細別 現場環境改善費 (率計上)	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
	共通仮設費 (率計上)		式		1		
	純工事費		式		1		
	現場管理費		式		1		
	工事原価		式		1		
	一般管理費等		式		1		
	工事価格		式		1		
	消費税相当額		式		1		
	工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (仁田元川地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要			
砂防堰堤 (仁田元川地区)		式		1					
法面工		式		1					
法面吹付工		式		1					
モルタル吹付	厚10cm	m2		900					
構造物撤去工		式		1					
構造物取壊し工		式		1					
吹付法面取壊し	集積積込有 人力施工	m2		179					
運搬処理工		式		1					
殻運搬	モルタル殻	m3		18					
殻処分	モルタル殻	m3		18					
直接工事費		式		1					

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (仁田元川地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費							
共通仮設費		式		1			
現場環境改善費 (率計上)		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費							
現場管理費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (久蔵川地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要		
斜面対策 (久蔵川地区)			式		1				
除草工			式		1				
除草工			式		1				
除草 (久蔵口)			式		1				
除草 (久蔵)			式		1				
除草 (戸四郎街道沢)			式		1				
直接工事費									
共通仮設費			式		1				
共通仮設費			式		1				
共通仮設費			式		1				
現場環境改善費 (率計上)			式		1				
共通仮設費 (率計上)			式		1				

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (久蔵川地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
純工事費				1			
現場管理費		式					
		式		1			
工事原価		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (神子内川地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
流路 (神子内川地区)		式		1			
除草工		式		1			
除草工		式		1			
除草		m2		2, 200			
直接工事費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費		式		1			
現場環境改善費 (率計上)		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (小中川地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要			
流路 (小中川地区)		式		1					
除草工		式		1					
除草工		式		1					
除草		式		1					
刈草処分		t		1					
防草シート		m2		150					
直接工事費		式		1					
共通仮設費		式		1					
共通仮設費		式		1					
現場環境改善費 (率計上)		式		1					
共通仮設費 (率計上)		式		1					

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (小中川地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
純工事費							
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (花輪地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要			
流路 (花輪地区)									
除草工		式		1					
除草工		式		1					
除草工		式		1					
除草	フェス除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む (肩掛式)	m2		1,000					
除草	フェス除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む (ベルト式)	m2		8,700					
刈草運搬		m2		9,700					
刈草処分		t		5					
防草シート		m2		1,240					
伐採工		式		1					
伐採工		式		1					
伐木・伐竹(複合)	伐木(人力施工：粗)	m2		3,000					

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (花輪地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要			
伐木伐竹運搬	枝葉・幹	m3		72					
伐木伐竹運搬	根	m3		29					
伐木処分	枝葉・幹	m3		72					
伐木処分	根	m3		29					
付帯施設工		式		1					
付帯施設工		式		1					
水路清掃		式		1					
排水構造物工		式		1					
場所打水路工		式		1					
プラスチック小口止	幅 30 c m 高さ 50 c m	m		31					
石張	練石	m2		80					

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (花輪地区)						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別 玉石採取・運搬	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要		
法覆護岸工		式		1				
多自然護岸工		式		1				
巨石張 (空)	60cm以上80cm未満 吸出し防止材無	式		1				
巨石採取・運搬		m2		400				
仮設工		式		1				
土留・仮締切工		式		1				
大型土のう		式		1				
水替工		式		1				
ポンプ排水		式		1				
直接工事費		式		1				

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (花輪地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費							
共通仮設費		式		1			
現場環境改善費 (率計上)		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			

工事数量総括表

工事名		R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (関守地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要			
流路 (関守地区)										
除草工			式		1					
除草工			式		1					
除草工			式		1					
除草		フェンス除草、階段除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む	式		1					
刈草処分										
伐採工			t		5					
伐採工			式		1					
伐採工			式		1					
伐木・伐竹 (複合)		伐竹								
伐木伐竹運搬			m2		600					
伐木伐竹運搬			m3		9					
伐竹処分			t		4					
直接工事費			式		1					

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (関守地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費							
共通仮設費		式		1			
現場環境改善費 (率計上)		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (川口川地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要		
砂防堰堤 (川口川地区)			式		1				
除草工			式		1				
除草工			式		1				
除草		フェンス除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む	式		1				
刈草処分			t		3				
防草シート			m2		70				
伐採工			式		1				
伐採工			式		1				
伐木・伐竹(複合)		伐木(人力施工：粗)	m2		100				
伐木伐竹運搬			m3		2				
伐木処分		幹	m3		2				

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (川口川地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
仮設工							
工事用道路工		式		1			
大型土のう		式		1			
直接工事費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費		式		1			
現場環境改善費 (率計上)		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (神梅地区)							(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要			
流路 (神梅地区)									
除草工		式		1					
除草工		式		1					
除草工		式		1					
除草	フェンス除草、収集、現場内小運搬、積込、運搬含む	式		1					
刈草処分		t		5					
伐採工		式		1					
伐採工		式		1					
伐木・伐竹(複合)	伐竹	m2		60					
伐木伐竹運搬		m3		1					
伐竹処分		m3		1					
防竹シート		m2		5					

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事 (神海地区)						
	(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
直接工事費							
共通仮設費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費		式		1			
現場環境改善費 (率計上)		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（日暮沢地区）							（ 当 初 ）	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要			
道路維持									
管理用道路維持工		式		1					
管理用道路維持工		式		1					
管理用道路維持	側溝清掃含む 落石・落葉・倒木除去 運搬含む	式		1					
枝葉処分		t		0.6					
幹処分		t		0.4					
直接工事費									
共通仮設費		式		1					
共通仮設費		式		1					
共通仮設費		式		1					
現場環境改善費（率計上）		式		1					
共通仮設費（率計上）		式		1					

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事（日暮沢地区） （ 当 初 ）						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
純工事費							
現場管理費		式		1			
		式		1			
		式		1			
工事原価							

R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費	44, 161, 223		
(2) 共通仮設費	6, 664, 000		
(3) 純工事費	50, 825, 223		
(1) + (2)			
(4) 現場管理費	20, 512, 000		
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0		
(6) 工事原価	71, 337, 223	(16) 工場製作純工事費	0
(3) + (4) + (5) + (16)		(17) 工場管理費	0
(7') 一般管理費等(計上額)	12, 372, 777	(18) 工場製作原価	0
(8') その他費目計	0	(16) + (17)	
(9) 業務委託料等	0	((7) 一般管理費等(計算額))	12, 375, 497
(10) 工事価格	83, 710, 000		
(6) + (7') + (8') + (9) (万円未満切り捨て)			
(11) 消費税相当額	8, 371, 000		
(12) 請負工事価格	92, 081, 000		
(10) + (11)			
(13) 入札書比較価格	83, 710, 000		
(請負工事費の100/110)			
(14) 調査基準価格	83, 270, 000		
(15) 調査基準価格の100/110	75, 700, 000		
(万円未満切り捨て)			

〔Ⅰ〕一般管理費等

一般管理費等の計算

(7) 一般管理費等	一般管理費等対象 工事原価	※ 4) 一般管理費等率	前払い金による 補正係数	一般管理費等対象 工事原価	契約保証に 係る補正率
$\boxed{12,375,497}$	$= \boxed{63,791,223}$	$\times (\boxed{19.36} \times \boxed{1}) \times 1 / 100 +$	$\boxed{63,791,223}$	$\times \boxed{0.04}$	$\times 1 / 100$

※ 1)

※ 1) 補正後の一般管理費等率の桁数は小数点以下第 3 位を四捨五入し、2 位止めとする。

※ 4) 一般管理費等率において財団法人に発注する場合は 90 / 100 とする。

一般管理費等の計算 (随意契約で調整計算を行う場合)

(7) 一般管理費等	(19) 合算一般管理費等 対象工事原価	合算額に対する 一般管理費等率	※ 2) 前払い金による 補正係数
$\boxed{}$	$= \boxed{}$	$\times (\boxed{} \times \boxed{}) \times 1 / 100$	

※ 1)

追加工事における一般管理費等対象
工事原価追加工事の契約保証に
係る補正率

※ 3) 現工事の一般管理費等

$$+ \boxed{} \times \boxed{} \times 1 / 100 - \boxed{}$$

※ 2) 現工事と追加工事の前払い金による補正係数が異なる場合は、対象額の加重平均とする。

※ 3) 現工事の一般管理費等 (計算額) より契約保証に係る金額を除いた額とする。

(19) 合算一般管理費等対象 工事原価	当該追加工事の一般管理費等 対象工事原価	現工事の一般管理費等 対象工事原価
$\boxed{}$	$\leq \boxed{} +$	$\boxed{}$

〔Ⅱ〕消費税相当額

消費税相当額の計算

(11) 消費税相当額

$\boxed{8,371,000}$	$= \boxed{83,710,000}$	$\times 10 / 100$
---------------------	------------------------	-------------------

〔Ⅲ〕調査基準価格

A	=	(	工場製作純工事費	-	間接労務費	+	直接工事費	) × 0.97	+	(	間接労務費	+	共通仮設費	) × 0.9
	+	(	工場管理費	+	現場管理費	+	工期延長に伴う 現場維持費	) × 0.9	+	一般管理費等	×	0.68		
	=	(	0	-	0	+	44,161,223	) × 0.97	+	0	+	6,664,000	) × 0.9	
	+	(	0	+	20,512,000	+	0	) × 0.9	+	12,372,777	×	0.68		
	=	75,700,000	※各__部は円未満切り捨て、Aは万円未満切り捨て											
(A)	=	A	×	(110 / 100)	/	工事費計								
	=	75,700,000	×	(110 / 100)	/	92,081,000								
	=	0.9043125075	※小数第11位切り上げ											
(B)	=	7.5 / 10	=	0.75										
(C)	=	9.2 / 10	=	0.92										
(15) 調査基準価格の 100 / 110	=	(A) 又は (B) 又は (C)	×	工事費計	×	100 / 110								
	=	0.9043125075	×	92,081,000	×	100 / 110								
	=	75,700,000	※万円未満切り捨て											
(14) 調査基準価格	=	75,700,000	×	110 / 100										
	=	83,270,000												

R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事

特記仕様書

令和 8 年 4 月

国土交通省 関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所

第1編 共通編

第1章 総 則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和8年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については、以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙—1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等(契約書 第10条)

本工事の主任技術者または監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
4. 主任技術者または監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は

主任技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

- （１）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- （２）工事現場間の距離は、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。
- （３）下請次数は 3 次までであること。
- （４）現場に連絡員を配置していること
- （５）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
- （６）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
- （７）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- （８）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は 2 件までであること。なお、専任特例 2 号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- 1) 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第 1 項（３）～（６）について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

- （１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の

監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は栃木県日光市内、群馬県桐生市内、群馬県みどり市内の工事でなければならない。

(6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 栃木県日光市足尾町 緯度 36° 40' 55" 経度 139° 29' 39"

終点 群馬県みどり市大間々町 緯度 36° 28' 18" 経度 139° 15' 33"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、出川床固群の護床工、花輪床固群の高水敷整正を行うとともに管内の砂防設備の除草、伐採等を行うものである。

主な工種は、流路工、法面对策工、砂防堰堤工である。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

- 注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
- 注意 2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は渡良瀬川河川事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第11条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和8年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和8年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第13条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

1.この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2.受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3.受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4.ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5.効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1.本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体の方法

工程 毎の 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	② 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ 本体付属品の工事	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑦ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設名称	所在地	備考
コンクリート殻	(株)大東建設	栃木県日光市原宿107-1	

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

2.受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル

法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

第 2 1 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 2 条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第 2 版)(国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月)に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第 2 3 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 8 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 8 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT 活用工事実施要領(令和 8 年 3 月改定)の関連要領等一覧
(URL「https://www.mlit.go.jp/tcc/constplan/sosci_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第 2 4 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等

(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)(以下、写真管理基準)「2・2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2・2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2・5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

第25条 ICT活用工事(法面工)について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形

管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測により効率的な確認ができる場合においては以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

また、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

- 6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる

詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第26条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第27条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（1）（2）により費用を計上することとする。

・ICT活用工事（法面工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納

品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5）～7）による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5） TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6） TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7） RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8） 地上写真測量を用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第28条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1） 洋式（洋風）便器
- （2） 水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （3） 臭い逆流防止機能
- （4） 容易に開かない施錠機能
- （5） 照明設備
- （6） 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （7） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9） サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
- （10） 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第29条 BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料3 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- （１）工事概要
- （２）整理すべき課題
- （３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- （４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
- （５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- （６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- （７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- （１）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
- （２）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- （１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- （２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
- （３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BOM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第 30 条 設計データを工場製作で活用するデータ連携の試行工事

1. 試行内容

本工事では、受注者が希望する場合、発注者が貸与する自動設計・製図システムのオリジナルデータ一式（線形・解析・設計・製図データファイル及び数量データファイル）を工場製作で活用するデータ連携の試行を実施することができる。

ただし、発注者からのデータの貸与が困難な場合は、試行は実施しない。

試行内容は以下の通りであり、詳細について受発注者協議により決定するものとする。

- ・自動設計・製図システムのオリジナルデータを設計情報属性ファイル（日本橋梁建設協会及び建設コンサルタンツ協会が共同で開発した中間ファイルであり、最新の設計情報属性ファイル交換標準（案）に基づき作成されたもの）に変換する。
- ・設計情報属性ファイルを活用して、自動原寸システムにより工場製作データを作成する。
- ・自動設計・製図システム未反映箇所の補正を行い、工場製作データを完成する。
- ・完成した工場製作データと、発注者の貸与した２次元図面とを比較する。
- ・従来の原寸作業と今回のデータ連携による原寸作業の２ケースを実施して作業改善効果（作業日数等）を比較する。

2. 試行結果の報告

試行が終わり次第、結果を速やかに報告すること。報告様式は別添－１ のとおりとする。

3. 費用負担について

試行の実施に要する費用は、工事受注者からの見積により契約変更で対応する。計上の方法は、直接原価のみを共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上とすること。

第３１条 工事中の安全確保「重点安全対策」

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

- (１) 架空線等上空施設の損傷事故防止
- (２) 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- (３) 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- (４) 足場・法面等からの墜落事故防止
- (５) 地下埋設物の損傷事故防止
- (６) 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- (７) 事故防止

第３２条 工事中の安全確保「有資格者の安全教育」

1. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- (１) 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- (２) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (３) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第33条 工事中の安全確保「周知看板等」

1. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第34条 工事中の安全確保「UAV」

1. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第35条 工事中の安全確保「熱中症対策」

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基

本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第36条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指

名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第37条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下を想定している。ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

栃木県道中宮祠足尾線、わたらせ渓谷鐵道わたらせ渓谷線高架橋

第38条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第39条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第40条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第41条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第42条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1)仮設備関係

緑化・花壇を実施するものとする。

(2)営繕関係

現場事務所の快適化・現場休憩所の快適化・健康関連設備及び厚生施設の充実・健康関連設備及び厚生施設及び衛生施設の充実を実施するものとする。

(3)安全関係

盗難防止対策を実施するものとする。

(4)地域連携

デザイン工事看板（各工事 PR 看板を含む）を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第43条 工期

1. 工期は、雨天、休日等122日を見込み、契約の翌日から令和9年2月10日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付期間	20日間

雨休率※休日と天候等による作業不能日を見込むための係 数雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	1. 87
---	-------

(1) 1日の降雨・降水量が10mm/日以上の日：53日間

(2) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：38日間

(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年の気象庁及び環境省)のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）

で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月10日（工事完了期限）まで

第44条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

第45条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んである日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第46条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第47条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、足尾観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第48条 個人情報の取扱いについて

(基本的事項)

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指

示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

9．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

10．発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

11．受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

12．受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第49条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	全ての工種	9：00～17：00

第50条 概算概略発注

本工事は、概算概略数量を示したものであり詳細については、現場条件により監督職員と協議するものとする。なお、下記工種についての内訳は見込みにて計上したものであり、現場条件、詳細数量等により監督職員にて妥当性を判断した上で変更の対象とする。

地区名	工種 (数量)	内訳			
		名称	単位	数量	規格
久蔵川地区	除草（久蔵口）	特殊作業員	人	23	カッタ径 255mm
		普通作業員	人	23	
		草刈機（肩掛式）	口	23	
	除草（久蔵）	特殊作業員	人	10	カッタ径 255mm
		普通作業員	人	10	
		草刈機（肩掛式）	日	10	
	除草（戸四郎街道沢）	特殊作業員	人	15	カッタ径 255mm
		普通作業員	人	15	
		草刈機（肩掛式）	日	15	

小中川地区	除草	特殊作業員 普通作業員 草刈機（肩掛式）	人 人 日	2 4 2	カッタ径 255mm
花輪地区	水路清掃	水路清掃	人	2 0	
関守地区	除草	特殊作業員 普通作業員 草刈機（肩掛式）	人 人 日	1 0 2 0 1 0	カッタ径 255mm
川口川地区	除草	特殊作業員 普通作業員 草刈機（肩掛式）	人 人 口	1 2 1	カッタ径 255mm
神梅地区	除草	特殊作業員 普通作業員 草刈機（肩掛式）	人 人 口	2 4 2	カッタ径 255mm
日暮沢地区	管理用道路維持 工	普通作業員	人	3 0	

処理施設

分類	施設名称	所在地	備考
刈草処分（花輪地区）	エコアドバンス（有）	群馬県前橋市堀越町 1992- 7	受け入れ時間 7:30～17:30
枝葉・幹・根処分（花輪地区）	関東土建（株）	群馬県高崎市本郷町 観音崎 2551 他 11	受け入れ時間 8:00～17:00
刈草処分（小中川地区）	（有）板東資源	群馬県伊勢崎市八斗 島 723 -1 他	受け入れ時間 8:00～17:00
刈草処分（関守地区）	エコアドバンス（有）	群馬県前橋市堀越町 1992- 7	受け入れ時間 7:30～17:30
伐竹処分（関守地区）	（株）ホシノ商事	群馬県沼田市利根町 根利 1 519	受け入れ時間 8:00～16:30
刈草処分（川口川地区）	（有）板東資源	群馬県伊勢崎市八斗 島 723 -1 他	受け入れ時間 8:00～17:00
伐木処分（川口川地区）	（有）板東資源	群馬県伊勢崎市八斗 島 723 -1 他	受け入れ時間 8:00～17:00
刈草処分（神梅地区）	（有）板東資源	群馬県伊勢崎市八斗 島 723 -1 他	受け入れ時間 8:00～17:00
伐竹処分（神梅地区）	（有）板東資源	群馬県伊勢崎市八斗 島 723 -1 他	受け入れ時間 8:00～17:00
枝葉・幹処分（日暮沢地区）	（有）板東資源	群馬県伊勢崎市八斗 島 723 -1 他	受け入れ時間 8:00～17:00

なおこれによりがたい場合は監督職員と協議することとする。

第51条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 2 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 4 9 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 4 9 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

第 5 3 条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別口の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第54条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これに

よらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日(国不建第121号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第55条 契約後VE方式の定義について

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第56条 契約後VE提案の意義及び範囲について

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第57条 契約後VE提案書の提出について

1. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注

者に求めることができる。

3. 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第58条 契約後V E 提案の審査について

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第59条 契約後V E 提案の採否等について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

第60条 契約後V E 提案を採用した場合の設計変更等について

1. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
4. V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

第61条 契約後V E 提案の活用と保護について

評価の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第62条 契約後V E 責任の所在について

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第63条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第49条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第64条 出来高部分払方式

本工事は、部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第65条 点在施工箇所について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、花輪地区、出川地区、仁田元川地区、久蔵川地区、神子内川地区、小中川地区、関守地区、川口川地区、神梅地区、日暮沢地区で行う工事である

第66条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

る。

第2章 土工

第67条 玉石・巨石採取地（花輪地区）

本工事で使用する玉石並びに巨石の受け入れ地場所は花輪地区においては現場内運搬（運搬距離0.5km以下）とする。また、これによりがたい場合は監督職員の協議すること

第68条 排水処理

水中ポンプは以下を見込んでいる。

【花輪地区（仮設工）】

排水量0以上120未満（m³/h）常時排水については10日見込んでいる。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第69条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクトエンジニアリング（株）に委託している

第70条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は施工体制の点検を行う者で指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は映像により点検が可能な項目は必要に応じ工事の受注者が導入しているWeb会議や遠隔臨場システム

を活用し、点検することを可能とする。ただし、立会いや打合せ等においてWeb会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は従来通り、現地で点検する。

第71条 品質証明

本工事は品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする

第72条 工事完成図書の納品(共通仕様書 3-1-1-7)

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書の電子納品等要領(令和6年3月)」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第73条 検査書類限定型工事

1. 本工事は検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。
 - ①. 施工計画書
 - ②. 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)
 - ③. 工事打合せ簿(協議)
 - ④. 工事打合せ簿(提出)
 - ⑤. 工事打合せ簿(承諾)
 - ⑥. 出来形管理図表
 - ⑦. 品質管理図表
 - ⑧. 品質規格証明資料
 - ⑨. 品質証明書
 - ⑩. 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」または「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第74条 ウイルス対策

受注者は電子納品時のみならず監督職員に工事に関する事項について、電子データを提出する際にはウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第2章 一般施工

第75条 モルタル吹付（仁田元川地区）

モルタルの配合及び品質管理については監督職員の承諾を得るものとする。

第76条 袋詰玉石（出川地区）

- 1.袋詰玉石は、仁田元川砂防堰堤堆砂敷において採取土砂を使用して製作を行うものとし、採取する玉石は125mm～150mm程度とする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議する。
- 2.仁田元川砂防堰堤堆砂敷において採取した土砂は、採取土量を100%として粒径125mm以下を85.1%とする。125mm以上を100%として125mm以上200mm以下を75.0%、200mm以上を25.0%として見込んでいる。なお、本比率については、現地にて再度確認を行い監督職員と協議し精算変更を行うものとする。

第11編 その他

第77条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、予めその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第78条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については以下によることとする。

①. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

- イ) 現場稼働日(閉庁日)の夜間に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日(閉庁日)に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。
異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は開庁日に速やかに
監督職員へ報告。

②. 気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに
監督職員へ報告。

第 79 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は工事の安全確保に支障のない範囲において当該工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 80 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合には速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 3 条 第 4 3 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 9 条・第 4 0 条
安全対策関係	■ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。	第 3 7 条・第 3 8 条
建設副物関係	■ 設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 0 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

概略工事工程表
工事名：R8渡良瀬川管内砂防整備工事

【令和8年度】

[illegible]

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

《關係機關協議》

工事着手にあたっての関係機関協議、地元説明は、発注者が主体となって実施してあります。

別紙様式－0－1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式-0-2

【比較表-1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。										
	〇〇道路改良工事										
	工事名	単位	入札時			工事完成時			備考		
工事区分・工種・種別			官積算(予定価格)※		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		元請/ 官積 (%)			
			数量	金額		数量	金額				
道路土工		式	1			1			1		
地盤改良工		式	1			1			1		
法面工		式	1			1			1		
カルバート工		式	1			1			1		
排水構造物工		式	1			1			1		
構造物撤去工		式	1			1			1		
仮設工		式	1			1			1		
直接工事費		式	1			1			1		
共通仮設費		式	1			1			1		
共通仮設費		式	1			1			1		
純工事費		式	1			1			1		
現場管理費		式	1			1			1		
工事原価		式	1			1			1		
一般管理費		式	1			1			1		
基礎工		式	1			1			1		
工事価格		式	1			1			1		

別紙様式－0－3

【比較表－2】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	〇〇道路改良工事													
	工 事 名	単 位	入 札 時				工 事 完 成 時				備 考			
			官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請(完成時実績)		官積算(最終)※					
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価		金額		
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

記入要領

- 1) 職種名は例示したもので、該当する職種名に変更して記入して下さい。
- 2) 世話が、他の職種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分して下さい。
- 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用して下さい。

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		金額単位：千円									
注）消費税は別途記入してください		元請・元請内注	元 請	元請外注	1	2	3	4	5	6	7
				合計	道路土工	土木・橋梁土工	造園工	道路土工	交通関係	電気関係・試験	労務工
費 目											
① 諸経費		50,872	17,009	32,863	20,814	1,441	8,800	2,890	0	0	158
(1) 材料費		25,582	13,832	11,750	5,857	137	4,954	987	0	0	0
(2) 労務費		15,232	0	15,232	9,289	1,248	2,820	1,720	0	0	138
(3) 機械器具使用料		5,431	2,843	8,274	5,764	56	820	138	0	0	20
(4) 安全設備等管理費・管理費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特殊使用料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 雑費		747	724	13	13	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費		19,683	11,890	7,793	1,089	799	3,250	1,080	1,009	320	283
(1) 共通費		8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0
イ 運搬費		2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0
A 各種材		220	70	150	80	80	40	0	0	0	0
1 仮設材①		100	0	100	0	0	40	0	0	0	0
2 仮設材②		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 仮設材④		190	70	120	80	80	40	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設枠組		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積み込み及び取り出し費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライダセントル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械の運搬		1,120	0	1,120	880	80	400	0	0	0	0
① 自走・牽引自動車等による運搬		1,080	0	1,080	820	80	400	0	0	0	0
② 日々回送による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬		400	0	400	400	0	0	0	0	0	0
C 建設機械200以上		1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等による運搬		980	0	980	980	0	0	0	0	0	0
② 自走による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬		30	0	30	30	0	0	0	0	0	0
ロ 車両費		899	899	0	0	0	0	0	0	0	0
A 運賃・測量等		873	873	0	0	0	0	0	0	0	0
B 燃料費		26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 車両使用禁止施設費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費		1,373	451	922	24	0	0	0	808	0	0
安全費											
1 建設工事の安全対策費											
A 安全管理費		147	123	24	24	0	0	0	0	0	0
① 工事現場内の安全管理費の延べ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の安全管理費等の費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 安全費の延べ		102	102	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 飲酒禁止の予防に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川、池等工事における飲酒禁止に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 防犯作業の予防に要した費用		24	0	24	24	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル工事における防犯安全対策に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用		15	15	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全費の延べに要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省（運輸）所定工事における安全費の延べに要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通安全費		899	0	899	0	0	0	0	899	0	0
C 交通安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 交通安全費		324	324	0	0	0	0	0	0	0	0
E 交通安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 交通安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G 交通安全費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 設備費		159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
A 工場の地上費		159	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水電気料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費		2,780	2,868	12	0	0	12	0	0	0	0
A 品質管理費等		69	69	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 特別な品質管理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質管理（社内検査）に要した費用		300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等		320	320	0	0	0	0	0	0	0	0
F 検査費等		12	0	12	0	0	12	0	0	0	0
G その他		1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 資材費		750	643	113	113	0	0	0	0	0	0
A 雑物費		224	224	0	0	0	0	0	0	0	0
B 備上費		100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
C 資材費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者資材費		113	0	113	113	0	0	0	0	0	0
E 監督員資材費		65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
F 資材費①		254	254	0	0	0	0	0	0	0	0
G 資材費②		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 労働者海上輸送費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テ その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術関係費（電気工事、光ケーブル工事の場合）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 諸費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 現場管理費		11,814	7,186	4,628	807	639	2,769	1,080	320	283	0
イ 労務管理費		528	183	345	20	181	191	0	2	0	11
ロ 安全管理費		10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用		10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研習訓練等に要した費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 消防設備		64	47	17	15	2	0	0	0	0	0
ニ 社員等労務管理費		8,387	4,817	3,570	1,001	960	359	782	33	214	91
ホ 退職金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 保険料		206	0	206	182	0	0	83	0	4	5
① 火災保険		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 労務保険		88	0	88	88	0	0	0	0	0	0
③ 自動車保険		109	0	109	6	0	3	83	0	0	5
④ 相互保険		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 労務者の労務保険		10	0	10	0	0	0	0	0	0	0
⑥ その他労務費		1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
ト 労務費		2,554	1,186	1,428	674	223	255	172	76	31	45
A 労務費		839	497	42	0	0	0	0	0	0	11
B 労務費		189	43	146	30	22	12	30	7	2	3
C 健康保険料		670	130	535	257	79	84	65	26	9	15
D 厚生年金保険料		856	155	703	297	122	129	77	43	19	16
E 健康保険料		309	309	0	0	0	0	0	0	0	0
F 労務費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費		285	41	244	185	0	0	48	0	0	11
リ 雑費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エ 通信交通費		394	290	104	17	0	48	0	0	43	0
カ 交通費		25	25	0	0	0	0	0	0	0	0
ク 寄付金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コ その他		823	504	118	2	0	0	0	0	23	84
④ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
(3) 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑤ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑥ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑦ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑧ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑨ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑩ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑪ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑫ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑬ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑭ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑮ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑯ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑰ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑱ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑲ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
⑳ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
㉑ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
㉒ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
㉓ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,881	-25	0	21	0
㉔ 労務費（労務費）		-1,490	41,750	-1,490	-2,764	-107	1,8				

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E提案書を提出いたします。

工事件名：	連絡者	
契約締結日：	氏 名	
	T E L	
	F A X	
V E 提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式ー6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E提案の内容の対比	
【現状】 略図等	【改善案】 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

令和 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

年月日：

品質証明書

工事名：_____

品質証明記事					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所
氏 名

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置付 け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称		発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出 監督 職員	提出 契約 担当 課	提出 発注 担当 課	提示 受注者 保管	監督 職員 へ連絡	監督 職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎	
工事 発 注 期 間	作成 書類 の 役 割 分 担	設 計 審 査 会 で 確 認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への 周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-	○					○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づ く届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○					○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく 届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○		○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届 け出
			4	【事例】概算概略発注等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協 議	河川法、道路法、道路交通 法等の個別法	-	○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5	【事例】概算概略発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、 監督処分	河川法、道路法	-	○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による設計図修正(構造計算の伴 うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○	○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役 割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負 担する)
	契約 図書	設計 図書	8	工事請負契約書	—	—	○										
			9	共通仕様書	—	—	○										
			10	特記仕様書	—	—	○										
			11	発注図面	—	—	○										
			12	現場説明書	—	—	○										
			13	質問回答書	—	—	○										
			14	工事数量総括表	—	—	○										
	契約 関係 書類	契約 関係 書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○			○							
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2	○			○							契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○			○							
			18	掛金収納書(電子申請方式)	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4	○			○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用 台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。な お、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建設共証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	○					○					
			20	工事別共証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	○					○					
			21	掛金充当実績総括表	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	○					○					
			22	被共済者就労状況報告書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	○					○					
			23	掛金充当書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	○					○					
			24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	○			○							
			25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	○				○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
			26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7	○		○								契約図書で規定された場合に提出する。
	その他	その他	27	再生資源利用計画書 —建設副産物搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-4	—	○		○								該当する建設副産物を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-5	—	○		○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調査	特記仕様書	—	○		○								
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—	○		○								
			31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—	○		○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職 員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、 変更施工計画書を監督職員に提出する。
施 工 中	工事 書類	1 施 工 計 画	32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	—	○		○								
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があっ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—	○		○								
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点 の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—	○		○								
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—	○		○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提 出する。
			36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—	○		○								・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一 部改正について(令和3年3月5日付国交技第 319号、国交第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の登録業以外は不要
		2 施 工 体 制	37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—	○		○								
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	—	○		○								
		3 施 工 状 況	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○										
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○		○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付 不要。
			41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○		○								
			42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○		○								
			43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○		○								
			44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○		○								
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○		○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の 提出は不要。
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—	○					○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があ った場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の 種別(様式No)	作成書類 役割分担	発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 記録の 事前協議	備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督 職員 へ連絡	監督 職員 へ納品	電子 ☆	組 ⑩	
工 事 中	3 施 工 状 況	③ 施 工 管 理	47 段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○			○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。 ・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			48 確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○			○						
			49 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—	○					○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現場上の工事については「提出」とする。
		④ 安 全 管 理	50 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—	○				○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51 工事事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○			○		○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を速報により速やかに報告する。
			52 工事事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—	○			○						事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 管 工 程	53 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	○			○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			54 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	○			○						指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
	契約 関係 書類	中間 前 払 金	55 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○			○						
			56 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○			○						
			57 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○			○						
		完 成 部 分 検 査	58 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○			○						
			59 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○			○						
			60 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○			○						
		既 済 部 分 検 査	61 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○			○						
			62 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—	○			○						中間技術検査時にも提出する。
			63 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○			○						
		修 補	64 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○			○						
			65 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○			○						
		部 分 使 用	66 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○			○						部分使用がある場合に提出する。
			67 工期延期	工事請負契約書第18条~22条	様式-23	○			○						工期延期が発生する場合に提出する。
		支 給 品	68 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○			○						支給品を受領した場合に提出する。
			69 支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	○			○						支給品がある場合に提出する。
		建 設 機 械	70 建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26	○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
			71 建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現 場 発 生 品	72 現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	○			○						現場発生品がある場合に提出する。
			73 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—	○			○						既済部分検査等の際に提出する。
			74 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—	○				○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
	其 他		75 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—	○				○					
			76 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—	○				○					
			77 新技術活用関係資料	特記仕様書	—	○				○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
			78 新技術活用関係資料	特記仕様書	—	○				○					
工 事 完 成 時	契約 関係 書類		79 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○			○						
			80 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○			○						
			81 請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○			○						
	工 事 書 類		82 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31				○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
			83 品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32				○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
			84 品質証明書	特記仕様書	様式-33	○			○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要。
			85 工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—	○			○				☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・統の工事写真の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略。 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。 ・総合評価簿記入方式を適用して契約した場合に提出する。
			86 総合評価実施報告書	特記仕様書	—	○			○						
			87 創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34	○			○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1.工事につき最大10項目までの提出とする。
	工 事 完 成 図 書		88 工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—	○					○		☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
			89 工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—	○			○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	其 他		90 再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○			○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
			91 再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○			○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工 事 完 成 後	其 他		92 低入札価格調査 (関係工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—	○	○			○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用機別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	設備確認	失格工	誤失版	打込時	長さ	・余り及び目録増設が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宣行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用機別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	設備確認	掘削工		土質の変化したとき	土質、変化位置	・土(岩)質の調査は設備では困難のため	

※行が不足する場合は、適宣行を追加願います。

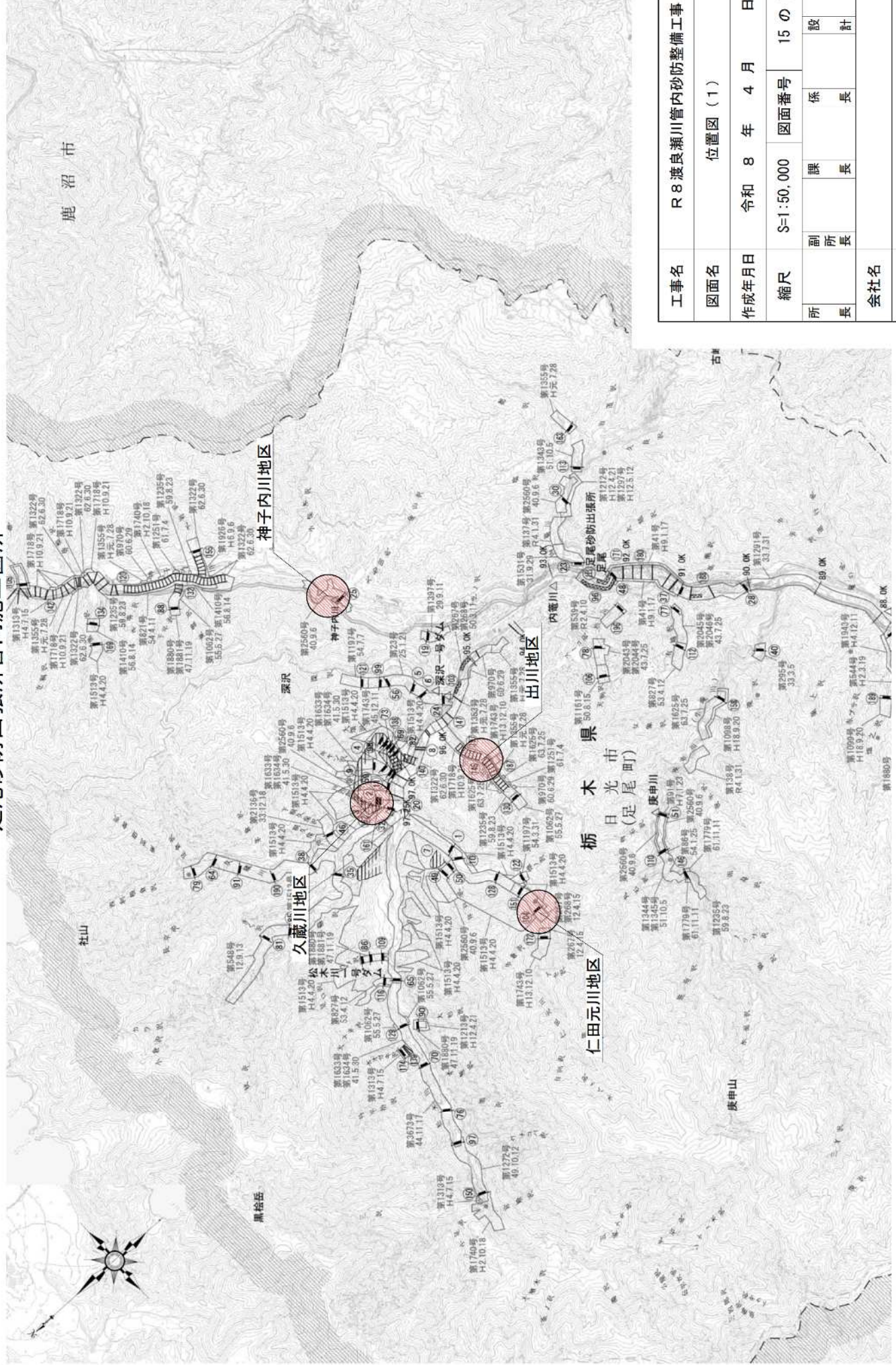
●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッカーシステム	Generation eye	〈株〉Alos	つながらない

※行が不足する場合は、適宣行を追加願います。

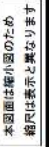
位置図 (1) S=1:50,000

足尾砂防出張所管内施工箇所



工事名	R 8 渡良瀬川管内砂防整備工事				
図面名	位置図 (1)				
作成年月日	令和 8 年 4 月	日			
縮尺	S=1:50,000		図面番号		15 の 1
	所長	副所長	課長	係長	設計
会社名					
事業者名 国土交通省 渡良瀬川河川事務所					

位置図 (2)



工事名	R8 岐阜県川管内防砂整備工事			
図面名	位置図 (2)			
作成年月日	令和	8	年	4 月 日
縮尺	S=1:25,000		図面番号	15 の 2
会社名				
専任者名	国土交通省 岐阜県川河川事務所			